

公益財団法人 土佐山内記念財団

(金抜)														

高知県 高知市 筆山町

国史跡土佐藩主山内家墓所保存整備工事（石垣積み直し） 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 9年 3月19日

令和 8年 8月 1日 積算単価適用

金抜設計書

設計変更により請負金額を変更する必要がある場合は、
「請負更正金額等の算出方法について（通知）」により、変更
の協議を行うものとする。

特 記 仕 様 書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

- 1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

- 1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

- 1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用

- 1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと桟木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。
- 2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。ただし、止め型枠・パチ部への一般型枠の使用は可能とする。
- 3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/housin-keikaku/>）林業振興・環境部木材産

業振興課のページに掲載しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

- 4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。
- 5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。
- 6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

- 1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず、木材等を使用した公共土木施設の実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サービス】による申請は以下のとおりとする。

2 申請について

- (1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=2052)

手続き名：高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。
- (3) 申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」（申請画面下に掲載）とする。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用

- 1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事中仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。
ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。
- (1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。
ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

特 記 仕 様 書

- イ 工事看板（１ヶ所以上）
- ウ バリケード（１品以上）
- エ 木製クッションドラム（１品以上）
- オ 交通安全管理等の標示板

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成８年３月）に準拠すること。

（２）上記１の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記１以外の仮設備、保安施設等の工事に用仮設資材で木製品をできるだけ１品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注１：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注２：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注３：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注４：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第７条 個人情報の保護

１ 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第８条 ダンプトラック等による過積載の防止

- １ 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ２ さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ３ 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ４ 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ５ 建設発生土の処理及び資材の購入等にあって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ６ 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第９条 軽油単価の適正な運用

１ 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力

源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第１０条 不正軽油の使用禁止

１ 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第１４４条の３２の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

２ 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第１１条 週休２日制工事の実施について

【港湾請負工事積算基準書、漁港漁場関係工事積算基準書における発注工事を除く】

本工事は、週休２日制工事実施要領における「週休２日制工事」（月単位）の対象工事である。詳細については、下記ホームページに掲載する同要領を参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170601/>)

第１２条 工事施工中の情報共有システムの活用について（発注者指定型）

１ 本工事は、監督職員及び受注者の間で受け渡される書類を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム活用の発注者指定型工事である。発注者指定型にあつては、情報共有システムの活用を義務付ける工事であり、受注者希望型は契約後、受発注者間の協議により活用を決定する工事である。なお、詳細については、「情報共有システム運用ガイドライン（案）高知県」によること。

２ システムを活用する際、受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

- （１）情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
- （２）サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
- （３）（２）の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員も

特 記 仕 様 書

しくは受注者が判断した場合、又は復旧もしくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議のうえ情報共有システムの利用を停止することができる旨

- 3 受注者は、監督職員から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第 1 3 条 ウィークリー・スタンスについて

- 1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィークリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー・スタンス実施要領によるものとする。
(令和 6 年 3 月 1 3 日付け 5 高技管第 4 0 6 号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

第 1 4 条 工事実績データ作成、登録

- 1 高知県建設工事共通仕様書共通編 1-1-1-7 に基づき、受注者は工事請負金額 500 万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第 1 5 条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出並びに建設発生土の搬出に係る事前確認及び受領書について

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が 1 0 0 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 1）を建設副産物情報交換システム（以下「コブリス・プラス」という。）により作成し、提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬入量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が 1 0 0 万円以上の場合、又は、土砂の搬入量又は搬出量が 500m³ 以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式 2）をコブリス・プラスにより作成し、提出しなければならない。
- 3 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事において再生資源利用促進計画を作成しようとするときは、あらかじめ工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更についての土壌汚染対策法等の手続きの確認並びに搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法及び土砂条例の許可地等であるかなどの確認を行い、その確認結果を記載した書面を作成し再生資源利用促進計画の添付資料とする。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書の内容を発注者に説明しなければならない

。また、再生資源利用（促進）計画書（現場揭示用様式）を公衆が見やすい場所に掲げること。

- 5 受注者は、500m³ 以上の建設発生土を搬出する建設工事において建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに、当該搬出先の管理者に対し、受領書の交付を求め、記載された搬出先の名称及び所在地が計画と一致することを確認する。なお、発注者から請求があった場合は速やかに受領書を提示すること。
- 6 受注者は、建設発生土を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、搬入元の管理者に対し受領書を交付する。
- 7 受注者は、再生資源利用（促進）計画書、実施書及び受領書を工事完了日から 5 年を経過する日まで保存すること。
(参考) コブリス・プラスについては、建設副産物情報センターのホームページ (<https://fkplus.jacic.or.jp/>) より、利用申請等を行うことができる。

第 1 6 条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にその E 票の確認を受けなければならない。

ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にその B 2 票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかに E 票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第 1 7 条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

特 記 仕 様 書

（１）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位とする場合

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））
- ②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。
- ③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

（２）建設副産物の処理数量を体積（「m3」）の単位とする場合次の１）から３）のうち、いずれかの方法により確定する。

１）コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。
（代表写真）

２）前記「（１）建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5（t/m3） ・コンクリート塊（無筋）2.35（t/m3）
- ・アスファルト塊2.35（t/m3） ・掘削土（土砂）1.8（t/m3）
- ・掘削土（軟岩）2.2（t/m3） ・掘削土（硬岩）2.5（t/m3）

３）地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

- ①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。
（全車写真）
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ

等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。

（３）受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。
（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（全車写真）

（４）建設副産物（建設発生木材（伐採木を含む））を木材市場等に搬出する場合

①受注者は、木材を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
（木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第１８条 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

- １ 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。

第１９条 工事完成図書の記録方法（電子納品）

- １ 本工事における工事完成図書の記録方法については、電子納品に関する基本方針（平成２３年６月２４日付け２３高建管第６１０号）に基づき実施すること。

基本方針本文

公共事業にかかる委託業務の成果品及び請負工事の工事完成図書の記録方法については、電子納品運用に関するガイドライン（委託業務編・工事編）を適用する。
ただし、草刈り・清掃・除雪に関する業務（路河川等の維持管理業務を含む）、崩

特 記 仕 様 書

土の取り除き工事、特に緊急を要する応急工事、競争入札によらない維持修繕工事については、受注者が記録方法（電子納品か紙納品）を選択することができる。
なお、工損及び物件調査業務、個人・NPO等に委託する業務、事業主管課が別途定めたものは適用外とする。

- 2 電子納品運用に関するガイドラインについては、高知県ホームページの技術管理課のページを参照すること。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第20条 電子納品で提出されたデジタル写真

- 1 電子納品により引渡しを受けた工事完成図書の写真については、無断編集等についての調査を行うことがある。
なお、調査した結果、無断編集の疑いのあるものについては、検査及び引渡し後であっても書面による事実確認を行うものとする。

第21条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.2版（工事編）の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黑板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2.2版（工事編）の5-3. デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。

なお納品時に、受注者はURL(<https://www.jcomsia.org/kokuban>)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第22条 施工管理

- 1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、これら以外についても必要に応じて試験を行うものとする。

第23条 排出ガス対策型建設機械

- 1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成22年3月18日付国総施第291号）」、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして

特 記 仕 様 書

届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額（税込み）が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル（車輪式）
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機（可搬式）
- ・空気圧縮機（可搬式）
- ・油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン（ラフテレーンクレーンを含む）

※対象はディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

第24条 交通誘導警備員の配置

- 1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでない。

- 2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

- 3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

- 4 交通誘導警備員の人手不足により、施工箇所周辺の警備業者からの配置が困難であり、やむなく現場までの通勤が長時間となる場合において、その費用の設計計上を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、「移動距離及び移動時間が確認できる資料」及び契約予定の警備業者より施工箇所に近い、全ての警備業者（営業所等含む）の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を付して確認請求を行うこと。

ただし、対象となる警備業者の「交通誘導警備員の配置に関する確認書」が提出できない場合は、設計変更の対象としないものとする。

- 5 交通誘導警備員の高齢化、就業者不足等により、交通誘導警備員の確保が困難な場合において、交通誘導警備員の代替えとして映像解析AI等による交通誘導システム（以下、交通誘導システム等）の使用を可能とする。

交通誘導システムの使用を希望する場合は、建設工事請負契約書第18条（契約変更）に基づき、複数社から徴収した「交通誘導警備員の配置に関する確認書」及び交通誘導システム等の見積書を付して協議を行うこと。

第25条 設計図書の変更

- 1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-15から1-1-1-17に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月

特 記 仕 様 書

（高知県土木部））」によることとする。

第 2 6 条 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 2 7 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事である。実施にあたっては下記のホームページを参照すること。

高知県土木部技術管理課ホームページ

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170601/>)

第 2 8 条 監理技術者等

- 1 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（12）の要件を全て満たさなければならない。
 - （1）兼務する工事が社会機能の維持に不可欠な工事（維持委託業務等を含む。）でないこと。（例：24 時間体制で応急処置作業や巡回パトロール等が必要な工事等）
 - （2） 低入札価格調査制度の調査対象工事でないこと。
 - （3） 同一の専任特例2号による監理技術者が配置できる工事の数は、同時に2件までであること。
 - （4） 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、専任特例2号による監理技術者として職務を適正に遂行できる範囲内にあること。具体的には、工事現場の相互の距離が 10 k m 程度以内の近接した場所であること。
 - （5） 専任特例2号による監理技術者が兼務できる工事は、高知県発注工事以外（公共工事に限る。）でも可能とする。
 - （6） 専任特例2号による監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - （7） 専任特例2号による監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - （8） 建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （9） 監理技術者補佐は、主任技術者の要件を満たしている者のうち、1 級施工管理技士補を有する者又は 1 級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号による監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （10） 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）な雇用関係にあ

ること。

- （11） 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- （12） 兼務する工事の発注者に本工事との兼務について承諾を得ること。

- 2 本工事の監理技術者が専任特例2号による監理技術者として兼務することとなる場合、「建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」（令和5年3月14日付け4高土政第1343号土木部長通知 最終改正：令和7年1月23日付け6高土政第1196号）に規定する別記様式1、別記様式2及び1の（1）～（12）の事項について確認できる書類を「現場代理人・技術者届」に添付し、提出すること。

- 3 本工事において、専任特例2号による監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ（CORINS）への登録を行うこと。

第 2 9 条 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数9日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が9日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

（港湾工事及び港湾海岸工事を除く）

※猛暑日とは、8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数（休日を除く）とする。WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載されている観測データによる。

第 3 0 条 現場環境改善費

- 1 現場環境改善費に関する費用（熱中症対策・防寒対策に関する費用を除く）

設計図書に現場環境改善費率が計上されている場合は、施工条件明示書に記載された内容から実施内容を受注者が選択し実施する。なお、発注者は受注者が実施する内容について、率分で計上されている金額を上回っていることを事前に確認し、実施後には積上げ計上分も含め、実施した内容を確認する。

- 2 熱中症対策・防寒対策に関する費用

熱中症対策・防寒対策（作業員個人に対する費用を除く）を実施する場合は、施設・設備の種類や規模、設置期間及び概算費用等について、事前に協議を行う。なお、協議により認められた対策については、実施した内容を確認した上で設計変更の対象とする。

特 記 仕 様 書

第 3 1 条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

なお、担当する現場技術員については、別途通知する。

- 1 本工事等に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）が含まれている場合において、その調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、受注者より協議があった場合には、調達検討資材に該当することを確認の上で、設計変更の対象とする。
- 2 調達検討資材は下記を想定している。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

【調達検討資材】

（1）管路材

塩化ビニル管、ポリエチレン管、FEP管、各種樹脂製継手

（2）シート・繊維製品

吸出防止材、防草シート、遮水シート、止水シート、防水シート、不織布、ジオテキスタイル

（3）ゴム・樹脂製品

ゴム支承、ゴムジョイント、止水板、樹脂製目地材、樹脂製安全施設部材、FRP製品

（4）塗装・補修材料

シンナー、エポキシ樹脂塗料、ウレタン樹脂塗料、エポキシ樹脂系接着剤、エポキシ樹脂系注入材、ウレタン樹脂系材料

（5）軽量盛土材料

発泡ポリスチレン製品（EPSブロック等）

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 3 2 条 現場技術員

- 1 本工事は、現場技術員として工事監督員を補助し、当工事の円滑な履行及び品質確保を図るため、高知県発注者支援業務共通仕様書の業務内容と同等の職務を担う（公社）高知県建設技術公社に委託した現場技術員の配置を予定している。

I. 総則

1. 本特記仕様書は令和8年度国史跡土佐藩主山内家墓所整備工事について規定する。ただし、この仕様書は概要を示すものであり、記載外の事項又は疑義を生じた場合は、監督職員の指示に従うこと。
2. この仕様書でいう『監督職員』とは、公益財団法人土佐山内記念財団職員またはその指定する代理人とする。監督職員の指示および承認した事項で重要なものは、速やかに文書にして監督職員の認印を受けること。
3. 原設計仕様書を変更する必要がある時は、下記の要領により設計変更を行う。
 - (1) 変更の内容を明示する図面・仕様書を作成する。
 - (2) 変更に伴う金額の増減・工程の変化等を明示した文書を作成する。
 - (3) 発注者・設計者・請負者の合意を必要とする。
4. 現場のおさまりや取合せ等の関係で、材料の寸法・取り付け措置または工法を多少変更、あるいはこれらによって取り付け数量をいくぶん増減する等の軽微な変更は、監督職員の指示によって行う。
5. 請負者は、契約後速やかに現場代理人、その他技術員の経験資格および担当業務内容を明示した人員表を、監督職員に提出して承認を受けること。
6. 協力業者ならびに材料メーカーリストを監督職員に提出し、さらに特殊技能を必要とする工事に関しては、技能者の経歴書を提出し、承認を受けること。
7. 工程表
 - (1) 総合工程表 契約後、全工事にわたる総合工程表を、監督職員に提出して承認を受けること。なお、総合工程表は、主要工事段階が明示されているものでなければならない。
 - (2) 詳細工程表 総合工程表の承認後、それぞれの工事区分について、詳細工程表を監督職員に提出し、承認を受けること。
 - (3) 工程表の変更 やむを得ない理由で工程を変更した場合は、あらかじめその理由を付して監督職員まで申し出て、承認を受けること。
8. 工事に先立ち請負人は施工計画書ならびに施工図を作成し、監督職員の承認を受けること。
9. 仮設設計書・重機計画書・仮置計画書・搬入計画書・仮囲い図・仮設用水排水関係図・仮設動力関係図・機械備品一覧表等の計画書を必要に応じて監督職員に提出し、承認を受けること。

10. 工事関係者相互間の連絡を図るため、下記要領により協議打合せ会議を開く。会議の際には議事録を作成し、指示がある場合はこれを提出する。

- (1) 開催日 必要に応じ随時開催
- (2) 出席者 監督職員・現場代理人・担当技術員等
- (3) 議題 工事進行状況および問題点の検討・その他

11. 施工にあたっては作業日報を作成し提出すること。記載事項は毎日の気温・天候・工事進捗概要・その他監督職員の指示する事項とすること。

12. 品質管理

- (1) 検査 仮設工事用の材料および特に記載されたものを除き、材料はすべて新品とし、監督職員の検査を受け合格したものを使用すること。
- (2) 見本 監督職員の指示する材料、仕上げの程度、色合い等はあらかじめ見本等を提出して承認を受けること。
- (3) 試験 必要に応じて試験を行う。材料試験試供体は監督職員立会の上で採取し封印または検印を受け、監督職員の承認する試験所で試験を行い、その成績書を提出して承認を受けること。
- (4) 検査または 検査または試験は、日本工業規格（J I S）および日本農林規格試験の標準（J A S）を標準とし、規格の制定のないものについては、この仕様書の該当各項および監督職員の指示による。
- (5) 検査費用等 検査または試験に直接必要な費用は、すべて請負者の負担とする。
- (6) 検査又は試験後の処置 検査または試験終了後、合格した搬入材は指定の場所に整頓して保管し、不合格となった搬入材は直ちに場外に搬出し、速やかに代品を納入して、工事の進行に支障を起こさないようにすること。
- (7) その他 一般仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法もしくは監督職員の指示工法とする。

13. 使用機械

(1) 低騒音型・低振動型建設機械

本工事の施工は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(平成9年建設省告示第1536号、一部改正平成13年国土交通省告示第487号)」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、同規定に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合は、この限りではない。なお、低騒音建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督職員と協議し、普通型の建設機械を使用することができる。

(2) 排出ガス対策型建設機械

本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発249号最終改正平成9年10月3日建設省経機発第126号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械が使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民

間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出すること。

【機種】

①バックホウ、②トラクタショベル(車輪式)、③ブルドーザ、④発動発電機(可搬式)、⑤空気圧縮機(可搬式)、⑥油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケイシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケイシング掘削機、⑦ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、⑧ホイールクレーン

【備考】

ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。

14. 施工の検査

- (1) 各工事は、あらかじめ監督職員の指定した工程を達したときに検査を受け、合格承認を得たのち、次の工程に移ること。
- (2) 検査項目は、各種材料、仕上げ検査等とする。立会検査は、遺方時、各種試験施工、各種工事の途中段階とする。
- (3) 施工後に検査が不可能または困難な工事は、その施工にあたり監督職員の立会を受けること。

15. 本工事施行に必要な諸官公署その他への手続きは、請負者の責任において速やかに行うこと。

16. 工事現場の管理は、労働基準法・労働安全衛生規則、その他関係法規に従い遺漏なく行うこと。また、工事現場の労働者等の出入りの監督及び風紀(服装・態度等)・衛生の取締り、ならびに火災・盗難その他の事故防止について十分に注意を払うこと。特に、史跡地内である本工事区域内では、火気の使用を禁止する。喫煙は決められた場所で水を溜めた灰皿を用意して行い、必要に応じて消火器等を用意して防火に努めること。

17. 工事施工途中において、各工事の仕様項目に明示したものの他、監督職員の必要と認めた場合には、樹木・道その他に対し、損傷を与えないよう養生を施すこと。

また、工事施工にあたり、敷地内及び近隣の諸施設に損傷を与えないよう十分な配慮を払うとともに、工事に対する公害及び苦情等については請負者の責任において解決にあたること。万一損傷を与えた場合は監督職員の指示に従って速やかに復旧補償にあたること。

18. 工事完了に際しては、工事区域周辺の後片付けおよび清掃をすること。

19. 工事竣工引き渡し後、竣工上の欠陥あるいは使用材料の不良により生じた破損および故障箇所は、直ちに無償で修理する。ただし、契約書または特記に保証期間明記のもの、及び県に規定のあるものはこれに従うこと。
20. 本工事は文化財保存を目的にしたものであるから、請負者は各工事の担当者に対しても十分その意義を理解せしめ、誠実かつより良い文化財環境が得られるよう留意して工事の施工を行うこと。また、工事中遺物その他を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に届出て指示を受けること。
21. 本工事は史跡内で行う工事であるから、施工にあたっては十分留意し、指定の工事範囲を拡大することのないよう努めること。また、工事内容の概要を示した立て看板を設置し、来訪者への文化財環境整備工事への普及啓発を行うこと。なお、記載内容及び設置位置については、現場にて監督職員の承認を受けること。

Ⅱ．特記事項

1．工事準備

- ①基準はK. BMを基準とすること。なお、測量成果簿は別途貸与する。
- ②遣方にあたっては、設計主旨に従って監督職員立会のもとに施工すること。
- ③遣方は、工事中絶えず確認し、正確に保持すること。

2．石垣保存整備工

石垣解体および積み直し作業は、下記の要領にて実施すること。なお、解体および積み直し作業は、石積技法の解明、破損原因や孕み原因を究明するため、石垣解体手順は監督職員が指示する箇所から行い、破損原因等の究明に協力すること。

<石垣解体準備・解体>

- ①解体範囲については、設計主旨及び発掘調査成果を踏まえ、現場において監督職員立会のうえ決定する。
- ①既存の石垣を事前にハウキ・ハケ等で、土砂・塵芥等を取り払い、入念に清掃を行う。
- ②崩落石材及び別途支給する実測図(石垣立面図)に対応して積石表面へ番号を付す。番付・印は石垣前面部に消去可能なテープもしくは石灰塗料等を用いて、控え部分には墨書にて入れる。また、積み直し時の目安とするため、縦横 30cm 間隔(石材が小さい場合は状況に応じて間隔を調整する)に墨打ちするとともに、合端部分及び控え部分にヒゲを入れ写真撮影する。
- ③破石や、解体作業時に割れる恐れのあるものについては、事前に型紙を作っておく。
- ④解体中に適宜監督職員が実測図の作成又は、写真撮影を行う場合は監督職員の指示に従い、作業を中断する。
- ⑤解体中は各段取り外す毎に記録写真を撮り、石材の据付け状況、特に飼石等の施工状況の記録を取っておく。また、石積石材は1石ずつ縦・横・控長・重さを計測し、石質と共にカルテに記録しておく。なお、カルテの書式は別途支給する。
- ⑥解体中に破れた石や風化の著しい石材については、監督職員立会の上、再利用又は取り替えの区別を行う。再利用不能と判断されたものは裏込め石材等に転用することから、栗石と一緒に保管する。
- ⑦解体した石垣石は解体箇所ごとに収集し、監督職員の指示により輪木等を設けワイヤーが掛け易くしておくこと。
- ⑧崩落石は、破損する前の姿(配石)を、石垣から一番遠い石材を上段、石垣に近い石材を下段、中間にある石材を中段の築石と推定し、撤去作業を行う。
- ⑨仮置き場では石材を破損しないよう必要に応じて養生を行うとともに、積み直し時に搬出し易いように配置する。なお、運搬完了後に仮置き場の配置図を作成する。
- ⑩飼石も据付位置を記録、撮影し、積石や栗石と混合しないよう整理保管する。
- ⑪栗石はふるいに掛け土砂と分離し、整理保管する。
- ⑫石の取り外し、吊り上げ、運搬整理などの作業は慎重に行い、欠損・欠失等のないよう注意する。
- ⑬解体作業中に埋蔵遺物等が発見された場合には、工事を止め、速やかに監督職員に連絡する。

⑭石材に矢穴や加工痕を発見した場合には、監督職員に報告する。

<石垣積み直し>

①運搬

- ・石の吊り上げ、運搬作業は慎重に行い、欠損・欠失等のないよう注意する。

②石垣積み直し

- ・石積みは解体時の状況（実測図・解体前の写真・墨打ち等を参考とする）、監督職員の指示等に基づいて行う。
- ・石積みの勾配及び天端レベルについては、設計主旨に従い丁張りを実施し、監督職員と協議の上決定する。
- ・石積みは「積石の据付→塊盤石（胴飼石又は臚飼石）による勾配の調整→飼石、胴込栗石の充填→裏込栗石の敷均し、転圧」の工程を数回に分けて繰り返す。
- ・再利用する石材には、ノミ等の加工は絶対に行わない。なお、極端に控えの短い築石は監督職員と協議の上、必要に応じて控えの長いものと取り替える。
- ・本保存修理工事の記録を現場に残すため、鉛石板を未解体築石の控え上部に敷設する。
- ・裏込め栗石幅は原則検出した幅（寸法）とするが、極端に狭い場合は監督職員と協議の上必要に応じて幅を変更する。
- ・裏込め栗石への土砂流出防止措置として、栗石天端へ吸い出し防止材を敷設する。
- ・工事施工中、石垣に孕み・ずれ等が生じた場合は、直ちに工事を中止し監督職員の指示を仰ぐ。
- ・施工時に付した番付は竣工後完全に消去する。

3. その他

- ①本工事施工に際し、その他の不明な点又は、図面・仕様書で判断のつかない場合は、監督職員の指示を受けること。
- ②工事に必要な測量は請負者負担で行うこと。
- ③本工事は整備委員会を設けており監督職員の承諾後も委員会の決定により変更が生じる可能性があるため、この場合には請負者負担で直ちに変更に応じること。

4. 工事カルテ作成、登録

請負者は、受注時又は変更時において工事請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜、(財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。ただし、工事請負金が500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみの登録とする。また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際にはその写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時完成物の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無

2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無

3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無

4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無

5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落・・・・・・・・無

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

【工事用道路関係】

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・存置

(3) 維持及び補修の必要

仮設道路の変状・洗掘等により、法面崩壊等想定される場合は、監督員と協議の上速やかに補修を行うものとする。

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無
2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無
3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・有

(1) 搬出先の名称

搬出先の所在地 高知市布師田 3 5 2 8 - 1

運搬距離 5.2 km

その他 建設発生土の搬出先は、上記を予定している。

搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。

また、受注者の都合により搬出先を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）・・・・・・・・無

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・・・・無

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

明示事項（説明書）

5. 交通誘導警備員の配置

（１）工事期間中の安全確保のため、交通誘導警備員の配置人数は下記を予定している。

交通誘導警備員B 10 人

なお、交通誘導警備員の配置については、事前に監督職員と協議すること。

6. その他

（１）本工事は、全て文化庁の許可を受けて行うものである。変更が必要となる場合は、速やかに監督職員と協議し、その指示に従うこと。

（２）その他、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議すること。

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
公園緑地整備・改修					
施設整備					
石垣保存整備工					
石垣保存整備工					
石垣等解体準備	式	1			明細表 第1号
石垣・石蓋解体	式	1			明細表 第2号
管渠工	式	1			明細表 第3号
石垣積み直し	式	1			明細表 第4号
天端仕上げ	式	1			明細表 第5号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
残土処理工					明細表 第6号
	式	1			
仮設工					
交通管理工					
交通誘導警備員					明細表 第7号
	式	1			
直接工事費計					
共通仮設費積上分					
運搬費					
	式	1			
仮設材運搬費					明細表 第8号
	式	1			
共通仮設費率分					
	式	1			
共通仮設費計					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表 第 1号
石垣等解体準備

明細表

[illegible]

明細表 第 2号
石垣・石蓋解体

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
石垣(石蓋)清掃・番号付け・墨打ち					
	m ²	5			
石蓋解体					
	m ²	5			
石蓋解体 平石					
	m ²	0.7			
石材調査 築石・石蓋					
	m ²	5			
土砂掘削 石垣背面					
	m ³	1			
1 式 当り					

明細表 第 4号
石垣積み直し

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
石蓋据え直し 解体石材	m ²	5			
石積み1 平石 解体石材	m ²	13			
石積み2 平石 崩落石材	m ²	0.6			
石積み3 平石 購入石材	m ²	6			
購入石材 築石 石質ファクト 控50cm程度	m ²	6			
栗石充填	m ²	23			
1 式 当り					

